

津幡町告示第43号

津幡町全国大会等派遣費補助金交付要綱（平成15年津幡町告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月20日

石川県津幡町長 矢田 富郎

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

大会	交付対象者	補助金の額
全国大会	次の1から3までのいずれかに該当する者とする。 1 町立中学校に在籍し、町内の部活動又は地域クラブに所属する生徒であって、出場した大会の大会要項に規定された者 2 町立小中学校に在籍し、町内の部活動、地域クラブ又は津幡町スポーツ協会若しくは津幡町文化協会に加盟する団体に所属する児童生徒であって、出場した大会の大会要項に規定された者（1に掲げる者を除く） 3 1及び2に掲げる者に係る引率者（3人以内）	次の1から4までにより算定した合算額とする。 1 交通費 全額 2 宿泊費 補助金の交付対象者数に1泊につき宿泊に要する実費と1万円のいずれか少ない額に、宿泊数を乗じて得た額 3 派遣諸費 補助金の交付対象者数に1日につき1,500円を乗じて得た額とし、1人当たり1万円を限度とする。 4 その他町長が特に必要と認める経費
北陸地区以上の規模の大会	津幡町スポーツ協会若しくは津幡町文化協会に加盟する団体に所属する児童生徒であって、出場した大会の大会要項に規定された者（1に掲げる者を除く） 3 1及び2に掲げる者に係る引率者（3人以内）	次の1から4までにより算定した合算額とする。 1 交通費 全額 2 宿泊費 補助金の交付対象者数に1泊につき宿泊に要する実費と1万円のいずれか少ない額に、宿泊数を乗じて得た額 3 派遣諸費 補助金の交付対象者数に1日につき1,500円を乗じて得た額とし、1人当たり5,000円を限度とする。 4 その他町長が特に必要と認める経費
全国青年大会	町内に居住し、津幡町青年団体協議会に所属する者で、出場した大会の大会要項に規定された選手及び引率者（3人以内）	宿泊費及び交通費の合算額が1人につき45,000円以内で、限度額270万円とする。

備考

- 1 交付対象者の欄の1及び2に掲げる者にあつては、同一の者への補助金の交付は、1年度につき1回までとする。ただし、交付対象者の欄の1に掲げる者が次に掲げる団体が主催する大会に出場する場合にあつては、この限りでない。
 - (1) 日本中学校体育連盟
 - (2) 日本スポーツ協会（加盟競技団体を含む。）
 - (3) 全国中学校新人競漕大会実行委員会
 - (4) 全日本吹奏楽連盟
 - (5) 特定非営利活動法人WRO Japan
 - (6) 北信越中学校体育連盟
 - (7) 北陸吹奏楽連盟
- 2 石川県その他の団体から補助金等の交付を受けている場合は、その額を控除した額とする。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。